

平成28年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会 (開議) 平成28年 6月27日 (月) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	定住対策課長	鳥井	登
副町長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	山本	和博	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	大庭	孝久	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	大規模事業課長	河北	尚夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	長田	栄	五箇支所長	増原	和彦
保健課長	平田	芳春	都万支所長	春木	茂正
環境課長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 19人

議事の経過

**○議長（高宮陽一）**

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 一 般 質 問**

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求め、あるいは要望等はなされないようお願いをいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いをいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、6番：平田文夫 議員

**○6番（平田文夫）**

通告してあります「離島航路運賃低廉化について」、お伺いをいたします。

第1回定例会で町長が提案された、住民のフェリー乗船往復割引も4月1日からスタートいたしました。

当初の計画では、充当する財源は新型交付金である「地方創生推進交付金」の充当でありました。

私は、「フェリー乗船往復割引」は「地方創生推進交付金」の趣旨にはそぐわないと申し上げました。何故なら、事業の目的は先駆的な要素として、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等が求められており、海士町は「有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に関する特措法案（仮称）」の成立に期待して連携を見送るとのことで、「地域間連携」、「政策間連携」が保たれていないからであります。

私は、隠岐の島町のまちづくりの優先順位は、住民のフェリー乗船往復割引ではないとの判断から、議案に対しては反対の立場でありました。

町長が期待した新型交付金である「地方創生推進交付金」の充当は可能であったかどうか、答弁をお願いします。

私の「隠岐航路運賃低廉化事業」に関する一般質問に対して、町長の答弁は、「将来的にはこの政策をきっかけとして、入島客数の増加はもとより、島内での6次産業化や販路開拓が促進され、地域経済の活性化が図れることや、UIターンを始め移住に関する行動が活発化し、訪れやすい島をアピールしながら島前3町村との連携体制の強化にも努めてまいらなくてはならないと考えている。」という答弁でありました。

本町議会の3月定例会の初日、3月7日には県議会の一問一答質問で、隠岐選出の県議が「隠岐航路運賃低廉化」を問うております。その内容は、県がもっと主体性を発揮すべきであるということでした。

執行部側は隠岐航路については、人・物の運賃低廉化、ダイヤの編成を始め、隠岐地域の住民の生活だけでなく観光振興などにも関わる重要な課題であり、地元4町村が話し合ってもらうことが大切である。相談があれば、県としては対応をしていきたいと、隠岐4町村の広域性を求めています。

そして、3月16日の島根県2月定例会最終日で、「離島航路の運賃低廉化を求める意見書」が、中山間地域・離島振興特別委員会委員長、洲浜繁達氏の提案で原案可決されました。

これらの状況を踏まえ、町長は今後どのような対応を、どのように考えてやっていくのか、お伺いします。

国会では、本町の第1回定例会2日目の3月8日に、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が衆議院の15名の議員発議で議案が受理され4月8日可決、同日速やかに参議院へ送致し、受理され、審議の結果、4月20

日1名の反対の中で可決されました。その1名は山本太郎生活の党であります。

この間、隠岐航路低廉化議論が進行しておりますが、町長はいつ、どの時点で情報を得たのか、その対応を職員に指示したのかお伺いいたします。

有人離島法の内容については、第1条の「目的」から第17条の「啓発活動」であります。町長が求める、「一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化」は、第12条「国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路における海上運送法（昭和24年法律第187号）」であります。第2条第5項に規定する「一般旅客定期航路事」及び同法第19条の6の2に規定する「人の運送をする貨物定期航路事業」に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするものであります。

「生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減」は、第14条「国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の生活又は事業活動に必要な物資であつて、当該特定有人国境離島地域における居住又は事業の継続に特に寄与すると認められるものの購入等に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする」であります。

国において、町長のまちづくりの、1丁目1番地の離島航路低廉化を盛り込んだ特措法が整備されました。求められるのは、隠岐諸島の広域性であります。また、2017年の予算要求も動きます。町長はどのような対応をすべきと考えているか、お伺いします。

## ○番外（町長 松田和久）

皆さん、おはようございます。

ただ今の、平田文夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、一点目の「運賃低廉化に関する充当財源は地方創生推進交付金でございましたが、本当に可能であったのか」というご質問でございます。残念ながら本件につきましては、27年の補正分につきましては「採択」になることができませんでした。今年度、再度申請をする予定といたしておりますが、厳しい状況に変わりはないかとも考えております。

二点目の島根県議会が内閣総理大臣等へ「離島航路の運賃低廉化を求める意見書」を提出いたしました状況等を踏まえ、今後どのような対応を考えているかについてのご質問でございますが、運賃低廉化につきましては、当初から隠岐島4町村で連携して実施すべきであると、このように考え取組んできたところではございましたが、残念ながら最終的には足並みが揃わず、各町村単独で実施をすることになりました。引き続き、この件につきましては4町村の連携はもとより県を交え協議を進めてまいらなくてはならない案件だと、このよう考えて

おります。

三点目の「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案の可決前に運賃低廉化の議論が進行していましたが、いつの時点でこれらの情報を得、その対応を職員に指示したのか」ということについてでございましたが、この国境離島特措法につきましては、一昨年、昨年と議員立法として、国会へ提出する動きがございました。

私は上京のたびに、衆参両議院の島根県選出国會議員のところにご挨拶にあがりますが、その中でも出されておりましたが、何れも提案が見送られた経緯がある。これは日米の安保法案が出されることに伴いまして、このことと特措法がちゃんぽんに理解されるとすれば、それは本意ではないということから次の国会に見送るということを最終的に伺ってまいりました。そういったことで、その時点では何れも提案が見送られたという経緯がございまして、国境離島特措法の提案有無にかかわらず、早急に対応すべきだとして、27年当初から低廉化について検討するように指示をさせていただきました。もちろん、4町村が連携をして実施すべき案件でございます。町村会事務局、あるいは離振事務局を広域連合の方が対応しておりますので、そちらの方で協議をさせていただき、その支援策につきまして4町村の財政担当と協議いたしながら進めてまいったところでございます。

そして、四点目の「求められるのは隠岐諸島の広域性、どのような対応をすべきなのか」についてでございますが、法律は、平成29年4月施行でございまして、各省庁におきまして本年8月末には2017年の概算要求が始まるところであります。

現在、島根県及び4町村で連携いたしながら、それぞれの現状・課題を整理し、その支援策につきまして提案要望をしているところでございます。また、8月上旬には、民間の委員の方も入っております離島総合振興会議を開催させていただき、要望事項等を確認の上、国の概算要求に遅れることのないよう取組む予定といたしてございまして、議員各位には、県・隠岐諸島一体となって進めてまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご理解を賜りますようお願いをしまして答弁に代えさせていただきます。

## 〇6番（平田文夫）

今回の新法が成立したことによって、町長は謝辞のコメントを発表している。

それは、「町議会と行政が一体となって、離島住民の生活環境の改善、特に航路航空路運賃の低廉化については強く要望活動を展開してきたところであり、新法の成立をこの上ない喜びと感じております。」という趣旨でございます。

先ほどから町長の答弁を聞いておきますと、8月には閣議決定するわけです。ここに新法の議案がありますが、この新法の4本の柱、平成29年度の概算要求は8月末までに閣議で了解されるため、まさに時間は切羽詰まっております。早急に隠岐4か町村のトップや担当者が集まり、新法に基づく予算要求をまとめる必要があります。

目標とする予算を獲得するためには、今までのような考え方ではだめであります。実効性のある具体的な施策を、斬新なアイデアを提案し、いかに隠岐諸島で雇用を増やすか、いかに観光客を呼び込むのか島根県の離島振興計画が試される。島根県の振興計画は25年につくりました。だけど、それは海士を中心に作られているわけです。いろいろな写真は全部海士の写真が使われている。そういうようなことも踏まえて、今回はしっかり4か町村が議論をして島根県に物を申していくと、島根県に任せるのではなく隠岐4か町村がしっかりと提案をしていくという姿勢が求められていると思うが、町長の答弁をお願いいたします。

#### ○番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答えを申し上げます。

島根県の離島振興計画は、隠岐の離島振興協議会がありそちらでも検討いたしておりますし、その前に県の出先機関であります隠岐支庁が窓口になりまして離島振興会議を開いて、そこで島前・島後の各関係機関の委員さんの意見を聞きまして、それを中心にして検討されて、県の計画が策定されております。その手順は毎年変わりません。そういった中で県が作っております、今、海士を中心ということでしたが、我々は必ずしも海士が中心で計画が策定されているとは考えておりませんが、そういうふうにも思われる節があるかも知れません。写真等もそうですが。

計画そのものは、島前・島後を網羅いたしまして要望をとりまとめ、計画が策定されていることをご理解願いたいと思います。

#### ○6番（平田文夫）

肝心なことを、どうやるかということをお伺いしているわけです。ここに24年からの振興計画があります。55ページからなっているわけです。その中の写真は全部海士じゃないですか。航路の写真は隠岐牛の運搬車が載っている、これも海士です。そういうことを4か町村がしっかり提案し、議論をしなければいけない。これが、本当に最後の最後ですよ。隠岐の島町が将来に光明を射すかどうか瀬戸際に立たされているわけです。そこら辺のこと再度お伺いいたします。

#### ○番外（町長 松田和久）

私のところにもいろいろな意見が届いておりまして、この特措法ができてからの隠岐の町村会なり、あるいは離島振興協議会の対応が少しゆっくりしすぎてはいないかというご指摘もいただいております。事務局は広域連合内にございます。

そのことにつきましては、私も本当にこれでいいのかなと。離島振興協議会の会長は知夫の村長が今会長になっております。先般も離島振興協議会の役員会が東京で開催をされております。町村会の会長は西ノ島の町長が今になっておりまして、事務局にはそういう意見もある。まさにそのとおりではないかというように提言はいたしておりますが、私の方がああするこうするはできません。ただ、我々としても4か町村を取りまとめる案が県に出る、国に出していくということをやらないと間に合わないのでは、という話はさせていただいております。

今、海士の話が出ましたが、もともと低廉化問題につきましては、27年には他の地域も離島活性化交付金等を使って低廉化に取り組む市町村が全国で出始めているという情報もいただいております、一緒に検討しよう。島前と島後は距離が違うわけですが、しかし隠岐汽船の料金是一緒なんです。ですから、島前・島後が一緒にやって、そして金額はいくらなら低廉化に対応できるか、ということについては財政状況がそれぞれ違います。そのためには4か町村と一緒に検討しようということで1年間をかけて、財政担当課長会で検討させてきた。ところが、最終的にはああいう形で足並みが揃わなかった。調査をすることについては認めたが、やるとは言ってなかったということで、最後に引かれたと。

このことが広域性がないとか、連携ができてないということにつながったかと思いますが、このことについて、隠岐出身の東京の方だと思っておりますが電話がございました。厳しい批判の電話がございました。やはり隠岐の島町は面積的にも人口的にも、全ての面で旧西郷なり隠岐の島町が中心であるはずだと。それを何故、あなたのリーダーシップでまとめることができなかつたか、あなたはもっとリーダーシップを発揮すべきだ。というようにご批判をいただきましたが、真摯に受け止めさせていただいております。まさに私もある意味ではそのとおりだと。島前ではない島後だというように思っております。

課長会で早速、「そういった叱咤激励をいただいた。代表町村である、この自治体の課長方はあなた方だ。もう少し自負してやっっていこう私もそうだ。」と、課長会でも申し上げて叱咤激励をさせていただいておりますが、やはり中心は、空港を抱える本土と直結になっている隠岐の島町が、もっともっとリーダーシップをはかっていかななくてはならんという思いでございまして、今後はそういうことで精一杯頑張っていきたいとこのように考えております

ので、よろしくお願いいたしたいと思います。

## ○6番（平田 文 夫）

次に、分割二の「町長の進退についてと過去三期12年の総括について」お伺いします。

まず、町長の進退は通告者の通告を無視して、22日の新聞記事で「今限りで退任する。」と住民に周知し、遅れて定例会初日に議会に説明しましたが、町長は一般質問の通告制をどのように理解し今まで議会に対応してきたのか。

今回の特措法の謝辞のコメントでは、「町議会と行政が一体となって取組む。」としております。町長の真意がどこにあるのか理解できません。まず、町長の真意をお伺いしたい。通告者としては誠に慚愧に耐えがたい。

次に、23日の記事には「後継者を選ばない。」とありましたが、自らの12年の“まちづくり”を引き継ぐ人材が脳裏に浮かばなかったのか。それとも自らの“まちづくり”を否定するのか、お伺いいたします。

町長の三期12年は順風満帆ではありませんでした。一期目は「一体感あふれる安心・安全・こころ豊かな島づくり」を町政運営の基本テーマに掲げ、一つ目はみんなが安気に暮らす福祉のまちづくり、二つ目は地域の資源を活かした仕事づくりと観光のまちづくり、三つ目は人材育成のまちづくりであります。

二期目は「新隠岐病院の建設と一期目の課題に道筋をつける」であります。そして、町長は二期目の最後の平成24年5月2日に自らが隠岐病院に行って検査をし、その結果は手術が伴うということでありました。支持者や家族の心配や、手術をする病院等で葛藤があり、町長は自らが造った隠岐病院でという強い信念から5月9日に入院、11日に手術し、6月20日に退院、その後は医師に自己管理の徹底を教示され、10月の町長選挙には悲壮の決断を持って三期目に挑戦をし、無投票で当選をされております。

三期目で町長は、「行財政改革は幾分は改善されたが、自主・自立は道半ばである。」と申しております。特に基本である“まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち”やゾーン別施策である「街感・森感・草感・海感」も町民の満足度を踏まえれば、まだまだ道半ばであると思います。

町長としてもしっかり松田町政の12年を総括し、次の新町長に隠岐の島町の将来を託すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

## ○番外（町長 松田 和久）

ただ今の、分割質問二点目の「町長選挙に向けた決断と三期12年の松田町政の総括につい

て」のご質問にお答えをいたします。

町長選挙に向けた決断につきましては、議会初日に報告いたしましたとおりであります。

次に、12年間の総括でございますが、ご存知のように、島後の旧4町村は、自主財源に乏しく財源の多くを国県支出金や地方交付税に頼っていた状況でございます。三位一体改革やあるいは地方交付税の見直し等を国が考える以上、単独町村として維持していくのは到底これには無理がある、こういったことから効率的で無駄のない振興策を展開してまいりますためには合併しかもう道はないことから、平成16年10月に合併いたしましたかと思っております。

当時、「新町建設計画」では隠岐の島町の年間予算も100億円程度に抑えなくてはならないと想定をいたしておりました。そのような中で、退任された旧3村の村長さんからは、西郷一人勝ちの政策でなく、旧3村にも十分配慮し、合併のキャッチフレーズでございます“まるい輪の中、心行き交うやすらぎのまち”の具現化に向け政策を実施するようご提言いただき、私はそのことを片時も忘れることなく、対応してまいったと考えております。

この12年間を振り返りますと、合併間もないころは次年度の予算確保が難しく、事業の廃止や職員の削減、給与カット等行財政改革に積極的に取組み、真に必要な事業を実施するよう、その取捨選択を徹底的に行ったつもりであります。現在では、ある程度の基金も蓄することができ、現在も150億円の予算規模を維持することができております。このことは、一定の評価につながるのではないかと考えているところでございます。一方で、隠岐の島町として、解決しなければならないそういった課題は、なお山積しております。あれもこれもと思うこともございますが、これら課題を明確にすることができたことが良かったのかなというようにも思っておりますが、これが現在の、私の偽らざる気持ちでございますのでご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○6番（平田文夫）

町長、前段の質問の答弁が全然入っていない。要するに8つの基本方針の中で、まだまだそうはいつでも検討もし直したりということもあると思っております。やはり、町長が退任しても職員がしっかりと町政策を引き継いでいくぐらいな気持ちでないと、このまちは腐ってしまう。そういうことを考えて、前段ともう一度この政策についてお伺いします。

#### ○番外（町長松田和久）

私は旧布施村飯美の出身でございます。旧町の町長になった時に、町長だなんて思いあがった気持ちにはならないということから、「西郷町小使い頭」と名刺に書かせてもらったから、「小使いさん」という名前はもう使ってはいけないということと言われて200枚で止めま

した。でも気持ちの中では絶えず私は「小使い頭」だという気持ちでここまで対応してまいりました。車も自分には軽トラックが似合うということで通勤車は軽トラックを使うような男ですから、町長だなんて思いあがった気持ちはない。

そういったことで後継者はどうでもいいということではなくて、私は自分の後継者をつくるようなおこがましい気持ちにはなれないということで、実は後継者はつくっていないということを申し上げただけで、能力的には今の課長さん方、副町長、みんなそれだけのものは持ち合わせていると、このように私は自負させていただいております。

そういう中で、政策でございますが私は旧布施村飯美の出身、布施に帰ると何を言われるか、「松田は布施の人間じゃない。都万の婿さんみたいなもんだ。」というように揶揄されてきました。それは何故かというと、病院を造って安心・安全のまちづくりを進めてまいりましたが、今、都万の釜屋から油井・蔵田まで、住んでいてまだ安全・安心ではないと、思っております。

それはどういうことかといいますと、中村津戸港線都万工区、これからです。平成19年から20年にはどうしても病院を造りたい。それまでに何とかしてほしいということを国当局に訴え続けてまいりました。この前亡くなったそうですが、国から来ていた土木部の次長から所長になって東京へ帰られた方ですが、本省に帰る間に予算を付けてくれた。私はあの地域を、県民である隠岐の島町民が受益者だということで建設課長を連れて、私自らが用地交渉のお願いに回りましたのもそのためであります。そして、都万工区を早くよくする、釜屋から先の道路の整備を早くして、そして20分態勢で病院に着けるような体制をつくることがまず大事だと。どこに住んでいても安心・安全のまちづくりのためにはこれが絶対必要だと、これを第一に考えてやりました。

おかげさまで三叉路も正規の十字路になりまして信号もつくようになりました。皆市入口まで整備ができました。その後についても予算要望をお願いいたしまして調査がもう付いております。一般県道の場合には理屈がないと予算が付かない、これもちゃんと付くようになります。今度は早く整備をしてほしいということを今、県当局にお願いをいたしておりますが、これを徹底的に早くやってもらって、取りあえずいろんな課題はありますがまずこれを整備して、どこの地域に住んでいても病院に20分態勢で着けるような体制をつくることは私は課せられた最大の課題だと。

皆さんにとっては些細なことかも知れませんが、私にとってはそれが大事だろうということで取組んでまいってきたつもりであります。これも一定の道筋だけはつけさせていただく

ことができましたので、これで良かったのかなというように考えております。

あと港の整備ですとか、いろんなことがたくさんありますが、この島の中で安全・安心の生活確保を第一に考えてまいりましたことを是非ご理解をいただきまして、答弁に代えさせていただきます。

#### ○6番（平田 文 夫）

通告制をどのように町長は考えているかということをお聞いているわけです。

#### ○番外（町長 松田 和久）

通告制をどう考えているかということですが、記者さんもお出でですが、前にも言いましたように辞めるときが人間肝心だと思っております。これだけお世話になってやってきた、そのためには各地区の皆さんに是非、私の想いを分かってほしいということで、2か月かかって島中を回って来ました。記者の耳には「辞める」ということが耳に入ってくる、それをいや認めませんというわけにはいきません。一般質問で出ておりますので「今日はコメントは無しにしてください、コメントは明日。」ということでコメントについては初日の議会が始まって私が申し上げた後だと思っております。

したがって、通告について無視したというつもりはございませんし、そういうことでご理解を賜りたいと思います。

#### ○議長（高宮 陽一）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、9番：齋藤昭一 議員

#### ○9番（齋藤 昭一）

私も、特定有人国境離島地域に関する事、「隠岐の島の貨物運賃低廉化構想」ということでお伺いをいたします。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域にかかわる地域社会の維持に関する特別措置法案が国会で可決しております。これは離島を無人化させない法律、国民がしっかりと定住することで領海や排他的経済水域を守り、ひいては国益を守ることが目的でございます。このことについては、長年、松田町長の悲願であったと承知をしております。

「特定有人国境離島地域に係る施策」として地域社会の維持に必要な一つは、一般旅客定期航路事業等に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をする。二つ目は国内定期航空運送業に係る運賃の低廉化について特別の配慮をする。三つ目が生活または事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減。四つ目が雇用機会の拡充。五つ目が安定的な漁業経営

の確保等必要な財政上の措置等を講ずるものとする。ということでございますが、これらの中から三つ目の「生活または事業活動に必要な物資の費用の負担軽減」について質問いたします。

隠岐の島町に入ってくる生活用品、建築機材、車両、文化資材など、あらゆる物品には貨物輸送運賃が加算されていて、本土並みの価格では販売されていません。国内の大型ショッピングセンターチェーン店を管理する会社では、膨大な量の物品一括購入がなされ、物流コストが抑えられています。隠岐の島町内の大型小売業者では、そことの契約がなされているため、本土並み価格で販売可能です。島内外どちらで購入しても同額であり、そこには近代的な経営形態が見られます。

小規模な島内の多くの商店では経営形態が小さく、そのような次世代の経営ができません。物流コストは商品に上乗せされています。例えば、車両を購入しようとする航送料が加算されます。また最近流行りのネット商品の購入費の中にも離島料金が加算されます。

一方、隠岐から出荷しようとする物品にも輸送料がかかっており、本土と互角な競争ができません。本土よりも更に付加価値が高い商品にする努力が必要ではございますが、その技術力に欠けるため、ブランド品等の開発が遅れています。

「特定有人国境離島地域に係る施策」の三では、貨物輸送料金の低廉化の達成を努力をすべき、としてあります。

島民は隠岐汽船を利用します。旅費規程により異なりますが、利用頻度が多い県職、役場職員、企業人が多数であって、年間何往復もし多額の運賃を支払っています。ところが、島から離れることの少ない多数の住民には当然のことながら、恩恵はありません。100%の島民誰しものが衣食住の中でも、特に日々生活には欠かせない食品は、島外の食品価格と比較してみると販売価格は高めに設定されています。そこには輸送料金の加算があると考えられます。商品に課せられた運賃の補正が必要であると思います。このことは、むしろ旅客運賃低廉化よりも重要ではないでしょうか。

また、隠岐汽船フェリー利用の貨物トラックのみならず、その他の隠岐の物流を担う貨物船で運ばれる大型物品、建築機材など多くの物品もあります。これらはすべて隠岐町民の命をつなぐ生活必需品でございます。

この法律は、離島を無人化させない法律、国民がしっかりと定住することで、領海や排他的経済水域を守り、ひいては国益を守ることを目的としている、この制度の定めであります。隠岐の島に住むことをあきらめるようなことであってはなりません。

隠岐島民みんなが平等の恩恵にあずかるような施策を考える必要があると信じてますが、町長は県・国に具体的な要求ポイントを示し、国の決定機関が参考になるように強く提言しておくべきだと思いますが、町長の所見をお尋ねいたします。

#### ○番外（町長 松田和久）

ただ今の齋藤昭一議員のご質問にお答えいたします。

「国境離島地域における貨物運賃低廉化構想の考えはないか」についてのご質問であったかと思いますが、議員ご指摘の「生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担軽減に関する事項」につきましては、特定有人国境離島特措法第10条の都道府県計画に掲げる事項の一つでございます。議員仰せのとおり、町民の皆さんが住んで幸せに生活することが大切なことは当然でございます、これまでも国に対して要望してまいりました。

このような中、離島振興法でありますとか、この度の特定有人国境離島特措法が成立をし、条文の中に運賃低廉化、物資費用の負担軽減、雇用機会の拡充及び安定的な漁業経営の確保など規定されてきたところでございます。

しかしながら、実際にどれくらい予算が確保され、どのような支援策が実施されるのか、詳細につきましては、まだこれからで現時点では決定されていない状況でございます。

本町におきましては、航路運賃の低廉化に取り組んでおりますが、議員仰せの生活物資関連、貨物輸送経費の支援策につきましても、国に対しまして県と4町村が一緒になりまして要望してまいらなくてはならない案件であるところのように考えておりますので、どうぞご理解を賜りますようお願いをいたしまして答弁に代えさせていただきます。

#### ○9番（齋藤昭一）

もう少しお話しをさせていただきますが、このことを少し考えてみたのですが、非常に中身が実に複雑です。

ある大型商店に話すと、こちらは運賃取ってないよと言う方もおられますし、また小さなところに行くと特に運賃を商品に上乘せするという作業はしていない、だけどよくよく考えると商品が入ってくる前にそういうものが加算されて納入されている。いわゆる、商品単価というのはそれだけ高くなって入ってくる。ということは、どこでその助成をしたらいいかという、非常にめんどくさい。これはよほど頭のいい人が考えないと出てこないなと思います。だから、町担当の頭脳明晰な方の判断で、これをどういう具合にうまく国や県を説得するかということはいよいよ皆さんで考えてもらわないと、せっかく特措法があるのに利用できないじゃもったいない。だから彼らを説得できるほどのことを今からやらないと、もう

目の前に決めていかなくてはいけないことがあると思うが、早目にこれは取組んでほしいというふうに思っております。

町の商店の人も運賃なんか掛けてないと言っているのですが、そこがみそで。それ以前のところからいうと、本土の出荷元からずっと辿っていく作業は絶対必要だと思うので、よくよく考えて早目に対策をとってほしいと、要望をしてほしいなと思います。そのへんのところ、町長、いかが考えがございますか。

### ○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えをいたしますが、私をご案内のように平成15年の4月に町長就任させていただいております。その時に、前にもお話をさせていただいておりますように、まず松江に出まして県庁の職員、当時4人か5人でしたが一緒に食事をしようということで、松江に売ってあります「白島ウニ」、当時1,650円でした。今はいくら分かりません。また島根半島の野波の「ウニ」1,250円、そこに400円の差があるわけです。それを食べてみてくださいとって会食前に食べさせたら、「やはり隠岐のウニは美味しいよね。」って、おかしいんじゃないかと、「バフンウニ」そんなに味が変わるわけがない。私はそういうことを訴えたくて持ってきたのではない、これは要するに400円の差がどこにあるか、それは運賃ですよ。そうしないと、隠岐の人には実入りが無いということです。

私は、全ての点でこの離島に住んでいる皆さんが諦めに似たような思いで生活していらっしゃる、私はこれを何とか改善してほしいと。

南フランスのコルシカ島という島は、交通負担金という税を取っております。その税に更にフランスの一般財源を投入いたしまして、南フランスのコルシカ島には鉄道料金並みの料金で行ってもらっているのです。何故、フランスでできて日本でできないですかということをお訴えたいがために、これを解決する道筋だけはどうしてもつけたかったということで4人の国会の先生方にも事あるたびにお話を申し上げております。

このことについては、隠岐の物品も含めて方法はいくらでもあるのです。そうしないところらの物だけでなく、向こうに物を持って行って売ることでも大きな差があるのです。そういうことを訴え続けておりますので今後も変わることなく、国・県に向けて訴えて終りにしたいと思っておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

### ○9番（齋藤昭一）

まさにそのとおりでございます。

隠岐でこれから水産加工品、第6次産業で物品を作ろうと計画されているはずなんです。こ

れが向こうで同等に競争できる、東京三越の前の「島根館」のところでも。あそこに行くと隠岐の商品は3つぐらいしかないのです。担当者に聞いたら、「どんどん送ってくださいよ。話してくださいよ。」と言っておられるが営業マンもいない。ここに居るのではなく、どんどん出て行って、物をぶら下げて営業に歩けばいいのですよ。

そのためにも、売れるがためにはやはり運賃をぐっと下げたものが必要ですが、ブランド品を作る、作るといっても高くては売れないのです。じゃあどうやるかと。

やはり、そこで皆さん、頭脳の明晰な方ばかりなんだから総合的に考えて、これを町として、まとまった考えをぶつけていかないと隠岐はこの機会を逃したら、先ほど平田議員も言った「この機会を逃したらおしまいだ。」というふうに考えて、危機感を持ってやってほしいと思います。言いたいことはそういうことですが、特に回答は必要ではないかも知れませんが、何かあったらよろしくお願いします。

#### ○番外（町長 松田和久）

私は“まちづくり”の3本柱の一つに、「観光を基軸にしたまちづくり」を申し上げておりますが、そのわずかな観光客が買って帰る大半は後ろを見たら中浦本舗と書いてあるような物ばかり。この島で生産をして、この島で販売をする。この島で土産品が本土に流れるようなそういったことが非常に少ないというように考えております。

私は、この島に住む意義は何かといいますと、金もかけずぱっと生産活動にぱっと入っていけるこういうことだと思います。職員も考えなくてはなりません、一般の方々ももう少し前向きに「やってみようじゃないか。」と一緒に取組んでいくことが必要ではないかとこのように考えております。

私もいずれ退職をいたしましたら、そういうことで精一杯努めてみたいとこのように考え、いろいろと今準備をさせていただこうかと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（高宮陽一）

以上で、齋藤昭一議員の一般質問を終わります。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時30分）

#### ○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10時40分）

一般質問を行います。

次に、14番：池田信博 議員

### ○14番（池田信博）

それでは一般質問をします。

中心市街地についてお伺いします。

中心市街地でもある隠岐の島町の玄関口にあったショッピングセンターピアを本土の業者が購入をし、建物の解体工事を今年3月末までに終了させ、商業施設を整備するというところで物件を購入した業者と協議をしているとの報告を受けていました。

私は平成26年3月議会定例会の一般質問で、当時営業をしている業者は経営悪化により営業を終了するという事を明らかにしました。今までのように買い物をするところがなくなれば町部の人たちは不便になる。特に高齢者、また車を持たない人たちにとっての不便は計り知れないものがあるということで、公設のショッピングモールを設置して起業する事業者を育成して営業することについての考えを質しました。

町の考えは、「旧市街地は日常の買い物ゾーンとしての位置づけではない。」とっていました。町の考えは今でも変わりはないと思っています。跡地については今日まで報告を受けた内容を信じていました。

しかし、当該現場の状況は旧進入路部分の解体工事が報告を受けた期日を既に3か月を経過しているにもかかわらず、今日まで撤去されないまま未だに放置されているのが現状であります。本町の担当者との口約束とはいえ、私どもに報告した内容の工事がされないままの状況を、今日まで毎日見てどのように感じているか理解できません。

6月15日の委員会では、「解体も決定し、物件購入業者が島内外の事業者と食料品販売を中心とした新店舗の開設に向け交渉中である。」との報告がありました。

今日まで買い物支援と銘打って移動販売用の車両購入に対する費用支援など、郡部の店舗が無くなった地域等を対象とした対応は行ってきましたが、隠岐の島町の玄関口にあった商業施設がなくなってからの対象地域住民の日用品、生活雑貨、食料品等の買い物など、今までできていた地域については何もされないままの状態が現在まで続いているのです。民間ベースでの整備がされることを待つしかないのでしょうか。

まちづくりに関することは、隠岐の島町もランドデザインをしっかりと作成して臨むものだと考えています。

物件を購入した業者も想定外の費用がかかる状況で今後どのような話し合いになるのかは

分かりませんが、今までかかった購入費用、解体費用等大きなお金がかかっていることは間違いありません。

本町が何らかの関わりをしないことには、当初購入した業者と話をしていたような商業施設の整備はできないと思っています。本町の玄関口が放置されたままの状況を黙って見ていくわけにはいきません。

隠岐の島町の活性化策を議論したときに観光振興なくして島の活性化はあり得ないと言ってきました。島の活性化については島民一丸となって頑張らなくてはなりません、船から降りてあの状況を見た時に、隠岐を訪れた人々はどのような印象を持たれるのでしょうか。訪れた誰もがこの町はどうなっているのだと思うことが容易に想像できます。

世界ジオパークに認定された町が、このような状況で果たしてよいのでしょうか。中心市街地にある跡地については早急に商業施設を含む複合施設の整備ができる環境の構築が喫緊の課題だと考えます。

以上のことから、旧ショッピングセンターピア跡地を隠岐の島町が購入をして、商業施設を含む複合施設整備ができる環境を構築すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

#### ○番外（町長 松田和久）

ただ今の池田信博議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の「中心市街地について」でございます。

旧ショッピングセンターピア跡地を町が購入をして商業施設を含む複合施設整備ができる環境を構築すべきではというご質問でございましたが、今のところ町が購入をして、整備に向けての環境を整えるということにはなっておりません。

現在の状況につきましては、議員仰せのとおり、残存物件の解体や法面对策工事が予定より数か月遅れております。6月7日付けで、「急傾斜地崩壊危険区域内行為」の許可が島根県より下りたそうですので、現在、解体及び法面对策工事を実施する施工業者の準備が行われつつあると、これが順調に進捗いたしますと、秋頃にはその工事が完成するのではないかと情報を賜っているところでございます。

今後の施設整備につきましては、現在のところ所有者に調整を図っていただいている現状を尊重しながら、地元町内会の皆さんからの食料品や生活必需品を中心とした買物対策への要望が叶いますように、商工会や関係事業所と連携を密に取り合いながら、島の玄関口にふさわしい施設となりますよう要請してまいらなくてはならない、このように考えております

のでご理解を賜りますようお願いをして、答弁に代えさせていただきたいと思います。

#### ○14番（池田信博）

答弁の中で、「今のところ町が購入して整備に向けての環境を整えるという考えはございません。」とおっしゃいました。「今のところ」というのは、条件が変わればそのような方法で検討するということで理解してよろしいのか、どうか。

また、この町の整備については、15年度の西郷町時代のものを今年度から検証して取組むということですが、隠岐の島町はしっかりとしたランドデザインを描いて、整備をするものと考えておりますがその点についてと、そして、観光振興なくして、町の活性化はあり得ないと常日頃から町長おっしゃってますが、観光振興について先ほども申し上げましたように、玄関口があのような塀に囲まれたような状態でいつまでも放っておいてよいものでしょうか。私はこのことについても総合的に判断して町が購入すべきだと。そして複合施設も含めた、複合施設というのは補助金が充てられるような施設、そのようなものを含めた商業施設を、やはり整備すべきと考えますがいかがでしょうか。

#### ○番外（町長 松田和久）

池田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

この旧市街地の再開発計画につきましては、旧西郷町時代に一旦は絵も描いた時代もございますし、また平成13年か14年頃でしたか、私が職員でなくなったころに商工会で大阪から専門の方をお願いしまして、旧市街地の活性化計画を策定をいたした時代もございました。

しかし、これは民間の施設を買収するという事も含めておりますが、調べて見ますと旧町部の人は、例えば「後継者がいなくて商店をやめます。」と言いながらも、買収に応じて町とか公共の施設として使ってもらおうというようなことはできない。やはり、ここが一番島の中で生活しやすい所だと理解していらっしやっとなかなか買収ができ難い、ということもあってその計画も計画倒れに終って現在を迎えております。

そういった中で、議員仰せのように、最近私のところにも「もう、もはや町が買って旧市街地の再開発を本格的にやらない限り難しいのでは。是非やってもらいたい、買うべきだ。」と言う意見が届いていることは事実であります。

悪いことに私がもうこういうことになりまして、後がないのに「あれもやる、これもやる。」と言うわけにはいきません。そこで、現在のところ、いろんな意見がありますが、そういう計画にないということをご理解いただきたいということを申し上げているところでございます。そういうことで付け加えて申し上げたということで、ご理解願いたいと思います。

また、町としてのランドデザインが無いということですが、たしか、合併した直後に島が一つになった、そうすると234km<sup>2</sup>の隠岐の島町がどのようなエリアゾーン分けをすべきかというものは作りましたが、具体的に旧西郷の町のランドデザインは、その後描かれていないというのが現状ではないかと思っております。

#### ○14番（池田信博）

再々質問になるんですが、町長もこの10月で任期だということで、その部分も含めて「今のところは私がと」という答弁として受け取ってよろしいですね。（町長：「はい」）その点は分かりました。あとの人がどう考えるか、またその時期になって整備が済んでなかったら、私がまた質問をしたいと思いますが。

ランドデザインについては、町長が町長でなくなっても必要なものであって、今から早急に取りかかるべきだと思うのです。その点についていかがですか。

#### ○番外（町長 松田和久）

池田議員の再々質問にお答えをいたしますが、まさしくそのとおりでございますが、誠に申し訳ないと思っておりますが、それにつきましては、今「大規模事業課」を作りましたのは、そのランドデザインについても、西郷港湾整備に併せて隣接する旧市街地の再整備計画というのは当然考えていかななくてはならない。ランドデザインにつきましては、大規模事業課の方で対応させてまいりたい。これは、私だろうが、次の町長だろうが関係なく、当然あるべきものだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○14番（池田信博）

それでは、二点目に入ります。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法が、本年4月に10年間の時限立法として成立しました。

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして、国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとするほか、特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとされております。

国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をする等、施策を講じるものとする。

国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施、地域社会の維持に関する

施策の必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする、とある。

有人国境離島である本町は何をすべきか今更言うまでもありません。町の活性化に欠かせない観光振興の更なる充実、島民生活の普通の豊かさを維持するためにも言い続けてきた旅客運賃、料金の低廉化、本町が今独自に実施している島民往復運賃助成制度ではなく、全ての利用者が対象となるような計画を早急に県としっかりと協議をして作成する。その他の施策に関しても来年度予算を獲得できるように速やかに作成をして提出しなければならないと考えます。

我が町は離島と言いながら領土問題を抱える特殊な地域です。領土問題については、国が解決に向けて引き続き取り組むことを今まで以上に力を入れて働きかけなければなりません。

このことから、次の三点について伺います。

1. 一般旅客定期航路事業の運賃及び料金の低廉化を図るための助成制度計画の詳細を策定し、申請することについてどのように考えているか。
2. 国は、「有人国境離島地域に国の行政機関施設を設置するよう努めるものとする」としているが本町はどのように取り組んでいくのか。
3. 有人国境離島特措法制定を受け、行政特区を含めた活性化策の協議をする機関を設置する考えはあるのか。

以上の三点について町長の考えをお伺いします。

#### ○番外（町長 松田和久）

池田議員再質問の二点目の「有人国境離島特別措置法成立に伴います本町の取組みについて」のご質問にお答えをいたします。

議員仰せのとおり、この法律は、4月20日に参議院本会議において可決・成立、同月27日公示、平成29年4月1日から施行される10年間の時限立法でございます。

まず、一点目の「航路運賃の低廉化を図るための助成制度計画の策定・申請をする考えはないか」とのご質問でございますが、現在、国におきまして、平成29年4月施行に向けて作業中ございまして具体的な様式等、示されていない状況でございます。

航路運賃の低廉化につきましては、従来から述べさせていただいておりますように、本土における同距離相当の鉄道運賃とすることとあります。先行実施しております住民の往復利用者の運賃低廉化の支援でございますが、最優先課題として、県の計画に組み入れられるよう取り組んでまいりたいと思います。

二点目の「国は、行政機関施設の設定に努めるものとするとしているが、町はどのように

取組んでいくのか」についてでございます。

国において、どのような機関を想定しているのか、現段階では、把握できておりませんが、本町において法務局・税務署を始めとした、国の合同庁舎及び海上保安署等が設置されております。これらの中で、海上保安署の機能強化につきましては従来から要請をしているところでございまして、引き続き、強力に要請してまいりたいと考えております。

三点目の「有人国境離島特措法の制定を受け、特区を含めた活性化策の協議をする機関を設置する考えはあるのか」というご質問でございますが、現在、企画財政課におきまして、各事業課より提案された案件をヒアリング・検討しながら総合振興計画に反映させ、事業展開をさせているところでございまして、特別な機関を庁内に設置して検討する考えは今のところございません。ご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○14番（池田信博）

再質問いたします。

今回の特措法はまさにこれからだと思っております。今、まさに参議院の選挙が行われております。先だって、本町にも選出の国会議員が4名来られていろいろお話する中で、離島振興法は、運賃に関しては内海離島のことばかりだったんだと。今後はそうではなく、大きいお金がかかるかも分かりませんがしっかりと頑張っていくということをおっしゃってました。まさに、今問題となっております旅客料金含めた低廉化についてのことだと理解しております。その中で、やはり金額も含めた詳細を本町独自に考えて、県と一緒に協議をすべきだというふうに考えております。

第一点目の町長の、「まだ詳細は示されていない。」ということと、「今までずっと低廉化については申し上げてきた。」という関連性のこともあろうかと思いますが含めてお答え願いたいと思います。

二点目は、行政機関の設置について、まだ詳細が決まっていけないと言いながら、本町は今までに考えておられることもあろうかと思っております。

先だつての話の中で、自衛隊も含めた機関と、そして更生施設のこととも言われました。やはり、隠岐の島町が活性化するには全ての人口を増やす必要があるんだということで、そのような意見も頂戴しておりますが、そのことについて町長にお伺いしますが、そういう機関の設置についてどのような考えをお持ちなんでしょうか、お伺いします。以上、二点です。

#### ○番外（町長松田和久）

再質問にお答えをいたしたいと思っております。

平田議員のご質問にもございましたが、今回のこの交付金の関係というか、特措法の関係は、まず官民協働であるとか、地域間連携、あるいは政策連携も必要であるということですし、しかもその事業が先駆的な事業で従来の延長線上のものではだめだと、そういったいろんなことがあります。

そのためには、どうしても今、この問題は隠岐町村会、あるいは隠岐の離島振興協議会の事務局が広域連合にあるわけですのでそこを中心といたしながら、4か町村の財政課長や関係課長と連携を取って調整をしていく必要が私はあると思います。

新たな機関ではなくて、もう既に私どもの方には、今、海上保安署がごさいます。その海上保安署の船は大体 3日間ぐらいで、洋上で連続して監視管理ができる船ではごさいません。隠岐北方の北朝鮮とか韓国の違反操業船の監視管理を 2週間、3週間連続してできるのは大型艇です。是非、海上保安署の大型艇を。その大型艇は350億から400億円かかるそうです。以前に海上保安庁長官の北村さんにも、その話を2回にわたって申し上げたのですが、実態がないと。その後、連絡がありません。

そこで先般、竹島の資料収集館を作った時にお出でになりました酒井政務官、もちろん新藤さんもそうですが、やはり特措法ができたというからには、その最前線の島である隠岐の島あたりにそういったものもできず、境港にあるからいいじゃないかとか、あるいは浜田に行って増設したからそれでいいじゃないか、ということになったら特措法の意義は何ですか、ということでは是非お願いしたいということを改めてお願いをいたしました。そういうことをお願いいたしながら、この島として必要なものについてはやはり考えていく必要がある。

ただ、自衛隊につきましては、これはいわゆるいろいろなイデオロギーの問題も出てまいりますので、私は市町村長が声を大にして言うべきことだろうか、ちょっと控えさせていた方がいいのかと。

このことにつきましても経済団体からは、「経済活性化の上からも人口が増えるし、絶対必要ではないか。」という意見は賜っておりますが、まだそういう運動が展開までにはなっていないというのが実情ではないかと考えております。

何れにいたしましても、国がつくる計画は、市町村長が出した計画に対して、意義の申立てや変更申請ができるということですので、そういったものを見ながらでも今後意見は申し上げていく機会が与えられていると考えております。

#### ○14番（池田信博）

もう一点だけ、再々質問になりますが、新たな施設で、「自衛隊はイデオロギーのことが

ある。」という話ですが、私は更生施設のこととも言ったのですが。

今回、急いで県と一緒に計画を策定して提出するものと、10年間あるもので、これから継続的に急がないで隠岐の島町の将来を見据えた、先ほど言った町のランドデザインだけではなしにそういうことも描きながら計画を策定する、これから考えを町でまとめていくというようなお考えについて、再度お伺いいたします。

### ○番外（町長 松田和久）

再々質問にお答えをいたします。そういった具体的な更生施設云々というよりも、どういった施設が国境離島である隠岐の島に本当に必要なのかと。そういったことについては十分に検討して、島の活性化も含めて考えたときに良い方向を出してそれは要請してまいるべきだとこのように考えております。

まだ、具体的に「ああだ、こうだ」は出ておりませんが、環境が変わってまいりました。先般、副知事も来られまして「4月20日、環境が変わったんだ。」と、私は前々から言っていますが、もっともっと仕事を増やさないと、いくらいろんな補助事業をつくってみても仕事が増えなかったら若い人を雇用する場がないのです。

ですからそのために、今まで作った施設のリニューアルという整備がこれから出てまいります。それがそれだけでなく、新規の事業として、今、海洋のいわゆる近場に漁礁設置の問題でありますとか、そういう提言もしております。

副知事には、「環境が変わった」ということで、ちょっと難しい話かもしれませんが、例えば隠岐のように人口が減ってくる、車が減ってくる中で高規格道路を造ってください、仕事をつくってくださいと言っても、なかなか「採択」になりません。公平性の関係からいうと隠岐も島根県ですから、島根県の事業発注、A級は松江の方の人も入ってくるわけですね、でも特措法までつくってこれ以上、国境離島が疲弊すると国防上の抑止力に影響してくるといって特措法をつくったんだと。だとするならば、但し書きで「但し、国境離島にあっては」ということで、その場合は県の事業であっても隠岐の営業者だけ、隠岐の事業者だけでやらせればいいじゃないかと。国が、何かしようというときに、県は平々凡々と昔ながらのことで、でも「公平性がありますから」で全部やるんですかと。

そういったことをこの環境が変わったことを契機として、県も大いに、もっともっと国境離島を活性化するためにこうしたものをつくるべきだという提案をさせていただきましたが、帰られましてからそのことについて「言っていることは分かった、土木部と早急に相談したい。」ということで、何を設置するかというだけじゃなくて、これまでの政策や施策について

もあり方を検討していくべきではないかと、このように提案をさせて今まさにいるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（高宮陽一）**

以上で、池田信博議員の一般質問を終わります。

次に、3番：安部大助 議員

**○3番（安部大助）**

今回は本町の所有している公共施設の運用について質問いたします。

まず、本町の財政状況についてであります。皆さまご存知のとおり、交付税の減額や人口減少等に伴う税収減、また、平成32年度からは交付税の特例措置がなくなり普通交付税が一本算定となります。

また、歳出面では少子高齢化社会の進展に伴い扶助費や公債費が増大となり、将来的にも厳しい財政状況が続くとされています。

そんな中、この町を維持し、より住みよい町としていくためには、少ない財源を有効に活用していくことはもちろん、あたり前のことではありますが、それと同時に先ほど申し上げました扶助費、あるいは公債費といった義務的経費の抑制や、町が所有している資産・資源の有効活用を進めていくことが必要だと思ひます。

国のほうでは、県や各市町村で保有している公共施設の有効活用と、維持や更新に係る費用の適正化について重要かつ喫緊の課題としております

そこで、最初にお聞きしたいのは、本町の公共施設の管理に関する基本的考えと現状の認識、そして今後の施設管理の取組みについて伺ひたいと思ひます。

本町における公共施設は、教育・観光・環境・福祉など幅広い分野に存在しております指定管理施設等、明らかに箱ものとされている施設は約60以上もの施設があります。そのほとんどが高度経済成長時代に整備され、今に至っております。

実際に島内の公共施設を回って見ますと老朽化が著しく、そして有効活用がされていない施設、あるいは需要の変化に対応しきれない施設が多くあるように感じております。そして近い将来には、これらの多くの施設が改修や更新の時期を一斉に迎えることになると思ひます。

これらのことを踏まえますと、今後は施設を「造る」のではなく「使いこなす」ことを基本的な考えとし、既存施設の複合、再編、統廃合などを計画的に進めていくべきであると思ひます。そこで、町長にお伺ひします。

本町の公共施設の管理に関する基本的な考えと施設の現状についてどう認識され、この適正化に向けて、今後どう取組んでいくお考えなのかお聞かせください。

次に、「公共施設等総合管理計画」の策定に向けたお考えをお聞かせ下さい。

この「公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的にかつ計画的な管理を推進するため、老朽化対策や適切な維持管理・修繕の実施などに加え、将来の“まちづくり”を見据えた施設の適正化を進めるために、平成26年4月に総務省から指針が出され、平成27年3月には多くの自治体で策定されました。

また、国の指針では昨年策定しました「総合戦略」のように、議会や住民との情報及び現状認識の共有の必要性も記載されております。

本町の場合も、今後の施設活用には、地域や民間のノウハウが必要不可欠となることから、外部策定委員会の設置や、提案募集などを行い、住民参加型での計画策定が必要であると私は考えております。

そこで、「公共施設等総合管理計画」の策定に向けて、どのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

#### ○番外（町長 松田和久）

ただ今の、安部大助議員の「本町の公共施設の運用について」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、一点目の「公共施設の管理の基本的考え方、認識、今後の取組みについて」のご質問でございます。議員仰せのとおり、本町の財政状況は、合併特例措置の最終年度となります平成31年度を見据えますと依然として厳しい状況でございますが、合併直後から取組んでまいりました行財政改革により、幾分改善してきたところでもあります。

この行財政改革には、議員ご指摘のとおり、公共施設における再編、統廃合といった管理面も重要でございます。基本的に総合振興計画の中で検討しながら取組んでまいってきたところであるかと思っております。

二点目の「公共施設等総合管理計画の策定に向けた考え方はないか」についてのご質問でございますが、平成26年4月に総務省より計画策定の指針が出され、策定要請がなされております。平成27年10月現在の調査では、27年度策定予定市町村が24.6%、28年度策定予定が69.5%という状況でございます。本町におきましては、本年度策定を予定いたしております。本町の施設の現況把握、基本方針について検討させてまいりたいとこのように考えております。

基本的内容でございますが、施設整備費と今後の更新費用等の考え方により、年度間の費用の平準化を図ることが中心となりますので、町民の皆さん参加によります計画策定につきましては現在のところは考えていません。しかしながら、遊休施設等の活用でありますとか、施設廃止等につきましては、今後、町民の皆さんのご意見を十分にお伺いしながら計画に反映させてまいらなくてはならないと、このように考えておりますのでご理解を賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

### ○3番（安部大助）

答弁をいただきました。答弁を聞いて感じたのは少し危機感がないのかなと率直に思いました。

今、隠岐の島町の現状を見ますと「本庁整備計画」もあります。あるいは、この10年以内には岬の清掃センター、あるいはリサイクルセンターの改修、更新もあります。観光施設に関しましては、ほとんどの施設が老朽化しておりまして、最初に質問させていただきましたようにニーズにあっていない状況にあります。そのへんも含めると、先ほどの答弁にもありました平成27年度策定は24.6%、そして28年度には69.5%、何故この本町が24.6%に入っていないのか、私はそこが非常に強く残念に思います。

本来、今の現状を踏まえるならば、本町も27年度4月にはこの策定に則って、この公共施設の運用を進めていくべきではなかったかなと。この1年というのは、私の中では少し大きい期間であると思っております。

実際に今の隠岐の島町にある公共施設に対して、どれくらいの金額で施設運営・管理されているのか。これは指定管理にも出しておりますので、指定管理料等含めると大体約13億円、これは私が28年度当初予算から、明らかに箱ものの施設の施設管理費、指定管理料及び老朽化に伴う施設整備という判断をして抽出した金額ですが、これは多少金額には誤差があると思いますが、約それぐらいの規模となっております。そのへんを踏まえると、今後将来に向けて“まちづくり”を進めていくには公共施設は無視はできない課題であると思いません。

そして、先ほどの先輩議員の質問でもありましたように、中心市街地の方でも、今回補正予算に新たにジオパークの中核施設等の計画もございます。ここで問題になるのが、どうしてもランドデザインが無いというのが大きな問題であると思えます。

公共施設の適正化計画、これもまだ作っておりません。そして、今度「大規模事業課」になりました「新市街地基本計画」もまだできておりません。その中の新設的な計画というの

も、行き当たりばったりの計画でしているのかと取られても仕方がないと私は思っております。

そして、先ほど町長が10月までの任期ということでありまして、その中で「あれもこれもできない」と答弁されましたが、やはりこの2つの計画がない以上、新設というよりもまずは既存の施設をしっかりと有効活用していくという基本的な考えを示していくべきではないかと思っております。そのへんの町長の考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

もう一つが、今後直ぐ計画をつくるというのは難しく、本年度で「公共施設適正化計画」が作られようとしているのですが、本町の職員の方々にも意識づけといいますか、仕組みづくり、そういったものを、公共施設の運用制の重要性についてもしっかりと理解してもらって意識づくりをしていく必要があると思っておりますが、その二点について町長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○番外（町長 松田和久）

安部大助議員の再質問にお答えをいたしますが、いつもソフトな物の言い方ですが、非常に厳しいご指摘と私は受けております。

ここにこれだけの執行部がありますが、「危機意識が不足しているのではないか。」と指摘されましたが、「総合振興計画」の中で基本構想、基本計画、実施計画があります。その実施計画は毎年ローリングされて変わってくる。

その中には、今、現有財産として公共施設として管理されている行政財産、これについても老朽化が進んでおります。いったいどうしたらいいかということを決えず計画をして取捨選択して、決えず何を最優先すべきかということによって優先させながら改修したり整備に努めながら、こういう問題、ああいう問題といろいろ指摘もありますが、住民の皆さまのご意向に沿えるようにと。

そういう中でたしかに「公共施設等の総合管理計画」は策定されておられません。それも作りますが、しかし、その管理に代わるものとして「総合振興計画」の中に入れるようになっておりますから、私は“やってきた”というように考えています。全く、危機管理がなくなってきた、というわけでは私はなかったんじゃないかと、このように考えております。

たしかに、町のランドデザインについてはこれからですが、にもかかわらず、いろんなことでいろんな形の中で所管課は一生懸命対応してきておりますので、全く危機管理がないと言われると、各課長方は「ちょっと」と思うのではないかと思います。そのぐらい昔と違って課長会も活性化して、皆さんが一つのことに対して所管じゃない人もどんどん意見を出

すような課長会ですので、そういうことについては十分に検討してきたつもりであります。

私が一番心配してまいりましたのは、例えば大久小学校でありますとか、いわゆる普通財産になってしまったものについて、地元ともいろいろ意見交換しますがなかなか活性化が図れるようなかたちの利用が進んでいないということが非常に残念ですが、これについてもこのままではいけないと、何とか利用法を考えていかざるを得ないと考えて、今検討をさせていますが、そういうことでひとつご了解をいただきたいと思っております。

今後も早く、そういった計画については取組ませてまいりたいと考えております。

### ○3番（安部大助）

再質問に対して答弁いただきました。

やはり、町長が言われるように、皆さんいろいろ頑張っているということは聞くのですが、結果だけをみますと、それがなかなか目に見えるかたちでできていない。実際には観光施設の老朽化とか、そういったものに対して今後どうするかそういったことも未だに明確にされていない。

皆さんがそれぞれ個々に頑張っているのは分かります。私が入っている産業建設常任委員会の中の、例えば観光課にしろ、職員の人は一生涯懸命やっているということは分かっています。でも、そこで、本来の観光振興をどうするかという職務にプラスして、今の公共施設の維持・管理もしていけないといけない、事務的にもやっていけないといけない。これは直接、職員の方から聞いたわけでもなく、たまに職員の方を見ていると事務が多いなということで、私が率直に思う部分でございます。

実際にやられてきたというのは分かります。行財政改革でも平成22年度から適正化についてもやってきております。しかし、今28年、6年経っても、一つひとつの公共施設を今後どうするのか、そのへんのビジョン、計画が未だにない。個々に聞いたら、「それはこうしましょう。ああします。」という答えが出るかも知れませんが、町として、今後、施設はどうするのか、今それがなくて少し危機感がないのではないかと感じております。

先ほど、再質問でも質問させていただきましたように、全体の町としての考えを示す計画がない以上、新設というものでなくて、今の既存の物を活用していこうという基本的な考えを持つべきだと思うのですが、先ほど答弁になかったのですが、新設ではなく有効活用していく考えについて、町長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

そして、もう一点は公共施設の運用について、庁内で皆さんに意識づくりといいますか、してもらおうための仕組みづくりをどう考えておられるのか、再度質問したいと思います。

## ○番外（町長 松田和久）

ちょっと考え方がかみ合わない部分があるようですが、利用できる施設につきましては、取捨選択をしながらどうしたらいいか。やっところ2年前に職員給与のカットも止めることになりまして、やっところ財政状況もよくなりましたが、しかし、まだまだ改革をやらないと思うように財源は確保できない。そのために徹底的に取捨選択をして、住民の皆さんの利用を考えたりすることも必要だということから、そういったものを「総合振興計画」の中の「年度別実施計画」に組入れてやっているのです。

ですから、そういう中で「方向性が見えない。」ということですが、それが必要だから計画に載せてやっているつもりですので。ちょっと意見がかみ合わない部分がありまして、具体的に例えば何がどうなのかということがちょっと分かりかねるために、答弁のしようがないという感じがしますが、ちょっとそのへんをお聞かせ願えれば。

職員に対する意識づくりについては、絶えず課長会でその話はさせておりますので、これ以上意識づけと言っても、絶えずチェックをさせていただいております。それから私は、各入札の段階で業者の皆さんにも「町が分からないことで、あそこがあんなことになっているという所があったら是非いつでもかまいませんから所管課まで出してもらえませんか。」ということも絶えず入札のときに言わせてもらっております。所管課長も絶えず、そのことをお願いしていることも承知しております。ということで、意識づけについてはできるだけ網羅的にやってきたつもりです。更に、今日は、課長の皆さんご指摘について聞いておりますので徹底的にまた検証させたいと思います。

## ○議長（高宮陽一）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

次に、15番：福田晃 議員

## ○15番（福田晃）

それでは、一般質問をしたいと思います。私の前に3名が質問し、またかと思うかも知れませんが答弁よろしくお願ひします。

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が可決・成立したことは、我々隠岐4か町村民にとって長年の念願が叶い、好機到来、大いに活用し施策展開を進めてまいる新たなまちづくりに大きく役立つことと思います。

法の内容については釈迦に説法で、町長は十分理解されていますから、私は町としてこの法に対する取組みについてお尋ねいたします。

私は、隠岐4か町村で取組む事項と隠岐の島町独自で取組む事項は、別立てで取組むべきと思います。

隠岐航路の旅客運賃及び貨物、料金の低廉化、また我が国の領土、領海、排他的経済水域等の保全、周辺の海域において漁業を営む漁船の操業に要する費用の負担軽減についての配慮等については、共通性もあり共同で取組むべきと思いますが、4か町村においては個別に取組む課題を多く抱えていると思います。

この法においてその区域を含む都道府県は、基本方針に基づき当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとするのとあります。

このことを踏まえ、所管の企画財政課だけでなく、全庁的な検討グループを立ち上げ、国・県に対し問題提起をしながら、要望活動を積極的に行うべきと思うが町長の考えを伺います。

#### ○番外（町長 松田和久）

ただ今の福田議員のご質問にお答えをいたします。

有人国境離島特別措置法の法律の成立を受けまして、「隠岐島4町村で取組む事項と隠岐の島町独自で取組むべき事項は、別立てで」ということについてでございますが、当然、4町村の連携が必要な事項につきましては、島根県も含めまして協議を進めてまいらなくてはならないと考えております。その上で、それぞれの町村で抱える個別案件につきましては、当然、計画書に掲載をし、対応してまいらなくてはならないと考えておりまして、県と十分な協議をしながら進め、要望活動についても積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、所管の企画財政課だけではなく、全庁的な検討グループを立ち上げていくべきだということについてでございますが、離島振興法の対応も法律に基づき、その内容、実施施策の項目それぞれに各事業課で計画立案をし、検討協議しながら総合振興計画に反映し、実施しているところでございますので、検討グループの設置につきましては、今のところ考えておりません。このことについては、絶えず課長会で議論させていただいておりまして、屋上屋にいろんな組織をつくるのが足かせになる場合もありますので、そのあたりは必要に応じて考えてまいらざるべきではないかと、考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○15番（福田晃）

隠岐島4か町村で取組む事項と隠岐の島町独自で取組む事項があります。

私も、町長が別々にやるというそういう考え方、おそらく低廉化、貨物とか旅客ということとは4か町村で十分検討しながらやるべきと思います。ただ、航空運賃というのは隠岐島4か町村で取組もうかといったって、私は4か町村長あたりでは空港運賃の低廉化、整備等に

については十分島前の方々も話に乗ってくれるとは思いますが、議員とか一般の島前の方々のお話を聞いておると、出雲空港ではなく思いは萩・石見空港で、隠岐空港なんかは我々には利用価値はないと。あんまり関係はないといったら悪いですが、これで県に行って、4 か町村代表一緒に行って「航空運賃の低廉化、空港の整備等」にぞろぞろと、これは一例ですがなかなか一緒にはできないような課題でございます。

もう一つ聞きたいのですが、この頃の細田代議士の説明で、本年度の予算要求というのは8月頃には予算要求が出てくる。この頃の我々の委員会で財政課長に聞いたところ、1回目の検討の会議が終わって次2回目が始まると。私の考えでは、最初に言われたように国境離島の運賃の低廉化とか、貨物の低廉化は29年度からは始めよう、やろうということで大体決まっているのではないかと思います。

ただ、この頃の話では1,000円下げると100億円の金があると。町長が分かっていたらいいですがこの100億円、大体でしょうけどこれは観光客も含めた、貨物の輸送も含めたものが100億円ということでしょうか。それとも観光客は別で住民だけで100億円ということでしょうか。分かっていたら答弁願います。

それともう一点、国の行政機関の設置をするように努めていると、先ほどの質問にも自衛隊、保安庁の船ですか、そういうことも出ている。私はたしかに、町長がイデオロギーの問題もあるし自分からは言わないと言っておりますが、国の方から、国を守るために国境離島特別措置法を作って水域とか国土を守るとなっていたら、自衛隊も置くべきではないか、置くような指導があった時には、町長はどのような答えをされるのかお尋ねしたいと思います。

#### ○番外（町長 松田和久）

今回の特措法の中身を見ても、低廉化対策というのが大きくクローズアップしておりますが、その他にも国家機関の設置、不法入国体制の強化、こういったこといわゆる国家機関を設置する場合の国有地の確保についていろいろ謳ってあります。それがどういうことなのかという具体的なことがありません。もし、自衛隊設置という話があれば、日本海側でこの国境離島に自衛隊が誘致されていないのは隠岐だけかと思っております。そういうことから、国からそういう話があるとすれば議会を通じ、住民の皆さんに「国からこういう要請があるんだ。」ということについては、それを島内で十分に、議会も含め相談をしていただいて方向を出すべきことであって、こちらの方から「それは無理です。だめです。」と言うことは私は今のところは考える必要はない、考えてはおりませんが、自衛隊誘致というのは、これはイデオロギー問題もありますしいかがなものかなというように思っていますと

ご理解いただきたいと思ひます。

4か町村協同して、県と連携をとってやる事業ももちろんたくさんあります。その他にも私は、海上保安署の拡充というのは隠岐の島町しかありませんし、そういったものについてもこれは町の独自の施策として要望していく必要があるのではないかと思ひますし、これも海上保安署から「ノー」と言われそうですが、この際、国境離島に名を連ねるといふことになると、是非、ボーダーツーリズム、最果ての地の国境をうまく使った観光ということも新たな課題として取り上げてみてやるのも面白いことではないかといふように考えたりしておりますし、もう既にこれから隠岐空港の整備、先ほど言ひますように本当に島前の人ほとんど感知していません。ですので、ジェット機が通うようになりますと、あの荷物扱ひのスペースが非常に手狭です。これは島前に聞くまでもなく、県と相談しながら拡充についても単独で県当局に要望もいたしてあります。これから先、国境の島の機能を高めるために、こういうこともあるべきだといふものがあるとするれば、県を通じ国へも個別課題として大いに訴えていくべきだとこのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○15番（ 福 田 晃 ）

町長の答弁で、私が言ひたした検討グループの設置は「離島振興法」の対応も法律も、その内容で各事業課で計画・立案してやっているから必要ないと言われたのですが、私が話の中で聞ひたしたのは、この法律ができて「国境離島特措法」でやるべきことと、「離島振興法」でやるべきことと分けて考えながらやらなくては行けない。出てきた要望もこれは「離島振興法」で、これは新しくできた法律でやると、いろいろ大変と思ひますが、町長は設置はしなくても今の担当の企画財政で十分やれるといふ考え方でしょうけど、検討グループは「いらぬ」といふことでしょうか、どうでしょう。

#### ○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

ご案内かと思ひますが、この特措法の関係は内閣官房から内閣府の方に所管が変わってまゐりまして、総合海洋政策推進事務局というのがあります。ここが所管になるといふことでございます。まだ、離島振興協議会関係の予算とこの特措法関係の予算は、離島振興法は国土交通省が所管になりますし、特措法は内閣府の所管になりますので、そのところは別立てになるといふことで、中身がまだはつきりしてありません。

離島振興法のようなかたちの中でやるのか、全く別で、予算も別でと。100億云々とは、今のところ国が特措法に関連で、低廉化対策で全国離島で使う予算を概ね100億程度といふ括みで、中身がまったくないそうです。国会の先生方も「それじゃだめだよ。100億なんか

もらってどうするんだ。」という話が今出ているという話で、100億がどこから出たのかも分かりませんし、内閣官房から出たのか内閣府から出たのかも分かりません。

まだまだこれからです。その状況を見据えながら「離島振興計画」のような計画を具体的に作ってということになれば、それは企画財政課を所管課に、窓口にしながらかつて関連するところで十分検討していく必要もでてくるかと思えます。そのところがまだはっきりしないものですから、うちの方もどう対応していいのかわからないというのが現状ではないかと考えております。必要があればそういった方法で考えていくべきだということです。

**○議長（高宮陽一）**

以上で、福田晃議員の一般質問を終わります。

ただ今より、13時30分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 11時53分）

**○議長（高宮陽一）**

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 13時30分）

一般質問を続けます。

次に、12番：米澤壽重 議員

**○12番（米澤壽重）**

国境離島振興について一般質問を行います。既に4名の議員が質問しておられますので、重複する部分があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

4月20日には念願の「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案」である国境離島新法が参議院本会議で可決され、新法の成立となりました。私は平成23年度第4回定例会と平成24年度第4回定例会で、この法案の速やかな成立を求め一般質問を行ったところであります。この度の成立に尽力された関係者各位の皆様方に改めて敬意を表するところでございます。

本法案の成立により、離島の航路・航空路運賃の低廉化や日々の生活に欠かせない生活物資運搬費用の負担軽減等の施策が講じられることとなります。また、国境離島に住む住民が安全・安心に暮らし、更に、離島にとって地域振興の要である雇用機会の拡充や、交流人口の拡大などを図ることによる地域の活性化が期待されています。

そこで、町長に質問いたします。この国境離島新法の第10条で、都道府県は国の策定する基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を

策定しなければならないとしております。

また、計画策定にあたっては当該特定有人国境離島地域である市町村の意見を聴かなければならないとっております。この都道県に義務付けられた施策の計画策定は、今後本町が地域振興を進める上で極めて重要な計画であると認識するところであり、町長は今後、県と協議を重ねる中で、どのような考え方で臨むのかお伺いいたします。

次に、国境離島間の連携強化について質問いたします。国境離島新法の中の特定有人国境地域を構成する離島は8都道県30市町村となっています。今回指定を受けた国境離島は、今更言うまでもなく、我が国の領海・排他的経済水域等の保全に寄与しており、まさに、そこに住むことにより永年に亘り国家的役割を担ってまいりました。しかしながら、各離島共に少子・高齢化は進み、人口流失に歯止めがかからず、頼みの綱の産業振興もままならぬ事態となっており、依然として深刻な状況が続いています。

今こそ、共通の悩みを持つ国境離島が結束し、共に手を携え地域振興を進めなければならないと実感するところであり、

この国境離島新法の成立を契機とし、国境離島間の情報の共有化を図る観点からも、新たな組織である「国境離島市町村協議会」仮称でございますが、これの設置に向け、働きかけを行うべきであると考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

## ○番外（町長 松田和久）

ただ今の米澤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

「今後、県と協議する中でどのような考え方で臨むのかについて」のご質問がございました。議員仰せのとおり、法第10条におきまして「国の基本方針に基づき計画を定めるよう努める」と規定されているところでございます。国においては、その基本方針が未だ定められておりませんが、平成29年4月施行に向けまして今作業を進めているやに伺っているところでございます。

島根県は、国の作業と同時進行で計画案策定の予定でございます。この県の計画案策定につきましても、隠岐島4町村と県が連携しながら要望事項を取りまとめて、国に対して提案することとしているところでございます。

離島振興法に掲載されている項目はもとより、補助制度の構築でありますとか、交付金制度の充実などにつきましても要望してまいらなくてはならないと考えているところであります。

二点目の「法成立を契機として国境離島市町村協議会（仮称）設置についての働きかけは

どうか」ということでございますが、離島振興法の対象は約 260 の島、これは平成 28 年 4 月 1 日現在の数字でございますが、その中の今回の特措法関係は 71 の島、29 市町村が特定有人国境離島特別措置法で指定されたところでございます。

全国離島振興協議会におきましても、未だ、議員ご指摘の国境離島市町村協議会（仮称）の設置のような協議もなされているような話は伺っておりませんし、今後どのような対応をしていくのか情報がまだ入っておりません。

役員を私が降りたことにより情報が入っていないかも知れませんが、こういう状況の中では実は働きかけは立場上でできなかなと、と言いますのは当時この話が出たときには、我々全国離島の役員会では離島そのものの共有するものが大体同じようなことだし、国境離島だけじゃないじゃないか、一部離島も内海離島も、外洋にある外海離島もみんな同じ条件にある。各離島にはそれぞれいろいろな意味合いが持たれております。ですからその中で、国境離島に関する離島だけはこういう形にするということで、これを別枠でしなくてもいいのではという議論がございました。そういうことで、私も役員の一員として「自分さえ良ければいい」というわけにはいかんものですから、その推進の調査には入っておりません。島根県も私も。そのために、あえて動向を見定めていく必要があると考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

## 〇12番（ 米 澤 壽 重 ）

ただいまの答弁に対します、再質問を行います。

先ほど町長は、県が早急に取組まなければならない、国境地域社会の維持に関する計画策定にあたっての考え方についての質問には、補助制度の構築とか交付金制度の充実を今後要望していくというような答弁でした。

この「有人国境離島特別措置法」が成立した今、それぞれの国境離島から出される具体的な施策を国の予算にどう反映させていくか、この一点に特に力を注いでいかなくてはならないと考えるわけです。そのためには、言うまでもなく、先ほどの同僚議員からの質問にも関連しますが、隠岐島の4か町村が結束しなくてはならないと考えるわけです。

島根県離島振興協議会、隠岐島4か町村入っております。これで十分協議した上で、県の計画策定に反映するように最大限の努力をする必要があるのではと考えるわけですが、町長はどのように考えておられるかお伺いします。

もう一点、先ほどの私の質問の中の「国境離島市町村協議会」これはあくまでも仮称ですが、この設置については未だ協議がされていないと。またその対応については未定であると

いう答弁でありましたが、今回の法律は新たにできた法律の中での地域振興、まさに手探りの状態で進めなくてはならないわけです。

今後、国境離島からの情報の共有化が非常に重要になってくると思いますが、ますます高まってくると思いますし、せめて事務レベルの会を設置して、そのあたりでの具体的な仕事について話し合う必要があるのではと考えますが、町長はどのように考えておられるのでしょうか。

それともうあと一点、これは先ほどの町長の答弁の中にございましたが、それと関連することなんですが、昨年6月1日本町で開催された「平成27年度全国離島振興協議会通常総会」、特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する特別決議を行ったわけです。

この決議は、国境離島に適応される新たな法整備や必要予算枠の確保等の措置を決議したわけですが、今回の新法成立はまさに離島が故の同じ悩みを持つ、全国離島の皆さんの後押しがあったと。これは無視することはできないと思います。先ほど町長が言われたとおりでと思いますが、今回指定された有人国境離島のみが一人歩きしたり、一人勝ちではいけないと考えるわけです。

全国離島振興協議会が、あるいは私たちの議長も入っております「全国離島振興市町村議会議長会」このあたりとも更に連携を強化し、離島の地域振興に努めなければならないと考えるわけですが、その考えをお聞きしたいと思います。

## ○番外（町長 松田和久）

米澤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

午前中の議員さんのご質問にもございましたように、まさにこれは広域4か町村が県と一緒に、やはり斬新でそしてこれまでにないような、そういったかたちの中での対応が求められております。これは事務局が町村会なり、あるいは島根県離島振興協議会の事務局は、午前中にも申し上げましたように広域連合が担当をしております。

もう既に、私の方から広域連合の事務局長なり事務当局に向けては、いち早く4か町村が連携をして、広域行政の中で共有するものを早くピックアップして計画をまとめて、県を通じて出すべきだというように訴えてはおりますが、ちょっと役員を降りたものですから、主張はしておりますが、未だにその関係での会議の招集はかかっておりませんので、更にまた、議会が終わればそういう意見があったということで、少しスピードを上げていく必要があると私も思っております。

先ほど言いましたように、この特措法の関係は当初は離島振興協議会の予算の枠内での対

応ではないかと、国土交通省でというような話もあったんですが蓋を開けてみたら別枠で、内閣府の総合海洋政策推進事務局が窓口になってやるのが正式に決まっております。

そうなってくると所管が違ってきますので、ご指摘のございましたような市町村協議会が国境離島にあって然るべきでないかと私も思っております。そういう中で共有する問題について、連携して取組んでいくことが私も必要だと。当初は、窓口が一つ、パイが一つならそれを分け合うような形になるのはいかがなものかということでしたが、どうも所管も違って予算の処理も違うということになってくるならば、私は協議会が設置されて然るべきではないかというふうに考えておりますが、そのあたりがどの程度進んでいるかさっぱり分かりません。

もう少し調査をしてみる必要があるかとは思いますが、そういうことで当初からすると、話の内容が大分変わってきております。もう少し状況を見ながら県とも相談していく必要があるかと思っております。

#### ○12番（米澤 寿重）

先ほど三点ほど質問したと思いますが、一番初めの県が策定する計画にあたって、隠岐島4か町村が加盟している、これは同僚議員からも若干質問が出たと思うのです。

一番重要なのは、折角、島根県離島振興協議会が現在ありますので、そこで十分協議した上で県の策定が実のあるものでないと、形だけのものでは全く意味がないですし、そのへんの決意のほどをもう一度お聞きしたいと思っております。

#### ○番外（町長 松田 和久）

再々質問にお答えをいたしたいと思いますが、この特措法そのものが、やはり国境地域が連携してというところに大きく力点が置かれておりますので、単独でそのために、その機能を国境離島として発揮するためにこの島にはこういうものが必要ということについては各町村が主張していけばいいと思っておりますが、ただ、隠岐群島の場合、4か町村が連携をして取組まなければならない課題はなお山積いたしております。

そういったことをこの機会にまとめて整備することが、この国境離島である隠岐群島を将来ともに賑わいを確保する、そういった事業につながるように、そしてこの島がいつまでも賑わうことによって国防上の抑止力にもなっていくような国の思いにも合致していくためにも、私は今後は各町村として、あるいは連携して両方の観点から訴えていくべきだろうとこのように考えていますが、窓口は島根県離島振興協議会でいいかと思っております。

#### ○議長（高宮 陽一）

以上で、米澤壽重議員の一般質問を終わります。

次に、2番：池田賢治 議員

## ○2番（池田賢治）

午前中に先輩議員から同様の一般質問がありましたが、通告いたしました「中心市街地活性化の推進について」一般質問をいたします。

旧ショッピングセンター「ピア」の跡地の対応については、所有者と商工会と近隣自治会、役場などの関係者で協議・検討されてきたことは、随時、全員協議会や所管の委員会等で報告がなされてきました。

平成26年8月末においては、「西郷港背後地のサービス提供の場」、「買い物弱者対策」、「町内における雇用の確保」などを提示しながら、商工会との連携により島内外の事業参画者の調整を図り、所有者との情報連絡を密に地域貢献が図られるような跡地利用の具体的計画を検討し、複数事業者との協議を進めていると、所有者からの報告を受けているにもかかわらず明確な進展は見えていないのが現状であります。

そういった中で、平成26年10月には中町・東町・西町地区の各自治会長6名から「町として食料品や生活必需品の販売店舗をピアの跡地に建設できるよう所有者や関係者と連携して対応してほしい」との要望書が提出され、所有者に対しても地元自治会から嘆願書も提出されております。

平成27年度においても跡地計画については、島内外の事業者と食料品販売を中心とした新店舗の開設に向けて鋭意交渉中であり、決定次第に町に対して報告するといった状況報告のみであり、一向に進展した回答が得られてなく、近隣町民の不安と不満が募るばかりであります。

総合戦略の具体的施策の中にも西郷港周辺の活動的拠点となるよう整備を推進し活性化を図ることが盛り込まれ、また世界ジオパーク推進協議会から出された全体構想の中にも西郷港周辺に拠点・中核施設を建設整備することが決定しております。

ピアが閉店してから今年で既に2年が経過している現状をみれば、町として、また行政の施策として、「隠岐の島町新市街地基本計画」の中に組み入れ、この際ピア跡地を買収し市街地活性化のための事業推進をすべきと考えますが、町長の決断を伺います。

## ○番外（町長 松田和久）

ただ今の池田議員の「中心市街地活性化の推進について」のご質問についてお答えをさせていただきます。

旧ショッピングセンターピア跡地を町が購入をして市街地活性化のための事業推進をすべきとのご質問でございましたが、今のところ具体的に町が事業を実施するという考えには至っておりません。

現在の状況につきましては、先ほどの池田信博議員のご質問に答弁させていただきましたが、6月7日付けで、「急傾斜地崩壊危険区域内行為」の許可が島根県から下りたということで、現在解体及び法面对策工事を実施する施工業者の準備が行われており、秋頃には完成の予定と伺っております。

今後の施設整備につきましては、現在のところは、所有者に調整を図っていただいている現状を尊重しながら、地元町内会の皆さまからの買物対策への要望が叶えられますよう、商工会や関係事業所と連携を密にし積極的に進めてまいらなくてはならないと考えております。

また、議員仰せのように、本町の「総合戦略」においても重点プロジェクトに位置づけられております「西郷港周辺の整備」の観点から、島の玄関口にふさわしい施設となりますよう要請してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

## ○2番（池田賢治）

答弁の再質問をいたします。

ここに昨年9月の定例議会で同僚議員が一般質問したときの答弁があるのですが、その中で「西郷港周辺地区の活性化施策については、隠岐の島町新市街地基本計画に沿って対応していく考えである。」と答弁しております。

この基本計画の中に、今問題になっている庁舎の移転問題等も含めて早く具体的な施策を盛り込んでいかないと、いつまで経っても「西郷港周辺の整備を推進していく」というような形だけの計画になってしまって、具体的なものがないためにその計画が進まないというようなことになってしまうのではと思います。

ですから、早く結論を出して、基本計画の中に入れて、今の総合計画の中にでも早くできるような形に進めていきてもらいたいというふうに思います。

今議会初日の行政報告の中で、町長が10月に退任されるということをご述べられましたので、これ以上多くは申しませんが、このピア跡地の中心市街地の推進については行政が管理を行ってもいいのではないかと、行政管理をして一日も早く、午前中の先輩議員からも質問がありましたように、一日も早く複合施設の整備ができるように、後任の新しい町長にしっかりと引き継いでいくべきと考えますが、再度、町長の考えを伺いたいと思います。

## ○番外（町長 松田和久）

池田賢治議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

「ニューかじたに」を買収させてもらいましたが、実はその前に「竹泉閣」の問題がありました。その時にはまだ「竹泉閣」がもし引いたとしても、まだ「プラザホテル」がある「ビューポートホテル」がある、「ニューかじたに」がある、そして「あいらんど」もあると。まだ団体客には十分対応できるということで、議会からも「あれを買うべきだ。」という話はございませんでした。

ところが、この前の「ニューかじたに」の撤退に伴ってどうするかという中では、「もう町が買ってやらんと、団体客は取れなくなってしまうのでは。」と、当時民間が買ってという話もありましたが、その名前が挙がった方々は私に内々に「観光施設を我々が買って、とてもじゃないが素人だからできん。福祉施設ぐらいなら可能だけど、そうすれば町は観光を基軸にした“まちづくり”ができにくくなるのでは。」というご心配をいただいたりする中で、最終的にいろいろ合銀と相談する中で、低廉な価格で買い取ることができるというかたちで話が持ち上がった。ちょうど、その前後にピアの問題が、あれも買う、これも買うは、なんもかんもといってもそれは無理だということで、一旦はあの話は消えたわけです。やっぱり買わないで絵ばかり描いても具体的に活性化計画につながっていかない、具現化しない。

町の方は、「事業は止めてもここが島で一番良いところだ、だから売るわけにはいかない。」と言う方が多いと伺っています。そういう中でピアの問題、町が買う気になれば、そうすれば住民の皆さんの意向も踏まえて、いくらでもなるじゃないかと、なぜ買わないかと、改めて私の所にもこういった意見が届いていることは事実であります。

その中で今「大規模事業課」をつくり、そして市街地、旧市街地の再開発も含めて、西郷港湾の整備も含めて一体的にこの島の玄関口としていかなるべきかを、今まさに早く計画を策定しようという段階に入ってきております。そういう中でのご意見というように受け止めさせていただきたいと思いますが、先ほど池田議員が言うように、「もう明日がない者が、これ以上あれもこれもということは言いにくいでしょう。」ということでまさにそのとおりだと思います。十分に庁内でも相談をしながら、本当に今どうなのかということをもう少し掘り下げて考えていく時期なのかなというように思っております。

私が退任するまでには、きちんとした形で新町長に物が言えるような方向だけは出させていくべきかなと考えておりますので、今しばらく時間を賜りたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○2番（池田賢治）

今答弁があった、玄関口にふさわしい整備を考えていくということでございますので、是非、後任の方にもしっかりとそういうふう引き継いでいただいて、玄関口にふさわしい市街地になるように要望して一般質問を終わりたいと思います。

### ○議長（高宮陽一）

以上で、池田賢治議員の一般質問を終わります。

最後に、5番：前田芳樹 議員

### ○5番（前田芳樹）

それでは、私はWi-Fiを活用して観光スポットの動画宣伝をする観光振興策について三点お伺いします。

まず、その一点目ですが、島内の観光スポットの宣伝が偏って不足をしていないかという点についてです。

島内全域的には観光スポットといえる箇所は数多くあります。ジオパーク関連での案内表示板の設置箇所も増加をしております。案内パンフレットも観光案内所に行けばたくさんあります。

松江市のタウンプラザへ行けば似たような島根県中の観光パンフレットが溢れんばかりに揃えてあります。どれも綺麗な印刷で相当な費用がかけられているものと思われます。しかし、これらは静止画的で臨場感に欠けるのではないかと感じます。そして、配布拠点へ行かなければパンフレットを手中に手にすることはできないのです。

そのパンフレットには代表的な箇所は必ず掲載されておりますが、その他多くの箇所は詳しい説明はもちろんながら、掲載が非常に少ないと思います。パンフレット配置方式では宣伝の到達限界も近くて、そして宣伝の量的不足を招いていると思います。テレビやネットでの画像配信を格段に増やして観光宣伝をしていかなければ、これからの島の観光産業は先細りではないかと感じられます。

テレビは費用がとても高額になるのに比べWi-Fi利用では非常に安価で済むはずでございます。現状のような利益を吸い取られるエージェント頼みでなくて、対個人へ視点を向けるなど、宣伝の方法の転換と宣伝の量を増やすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そして二点目です。屋外でのインターネット利用環境が非常に大きく改善されるそうですが、これを観光振興に活用してはどうかという点についてです。

屋外での無線LANの親機の設置が各地で進むそうでして、屋外でのネット利用環境が拡大

改善されていくようでございます。観光振興のツールとしてこのWi-Fiを最大限活用してはどうでしょうか。

隠岐の島町の観光施設のほとんどの箇所が、Wi-Fiを利用できるようになるそうございます。現段階でのネット上の隠岐の観光宣伝の状況を一瞥<sup>いちべつ</sup>いたしますと、島前に比較して隠岐の島町の観光スポットの宣伝は量的に半分程度しか配信されていないように感じます。その宣伝画面を見ますと、観光団体が掲載している画面はどれを見ても横並び目線で他の観光地との差異が少ない、魅力に欠ける広告のように見えます。それに比べて、民間の個人レベルで配信している「隠岐とくネット」の映像の方がお客を呼べそうな印象をもちます。

これまでは静止画像ばかりの観光宣伝でありましたが、安価に利用できるWi-Fiでは自然景観の変化一つにしてもこれからは動画配信で観光スポットの宣伝に活用できるのではないかと思います。昭和40年代前半の離島観光ブーム、この再びは無理だとしても、このネット時代にWi-Fiを活用して今より多くの個人観光客を呼び寄せることができる可能性はあるかと思えます。

減少の一途をたどる観光客数を増加に転じさせるには、それなりに一念発起するぐらいの思い切った予算措置を講じてでも取組む必要はあるかと思えます。日本海のただ中にこつ然と浮かぶこの島の神秘性を強調した特徴ある動画配信をWi-Fiを活用して進めてみてはいかがでしょうか。

三点目ですが、観光タクシーにタブレット端末を持たせて取材と配信を委託して、そのような一連の支援をしてはどうでしょうかという点についてです。

島内全域の観光スポットをもれなく巡って、観光客の生の声を聞いているのが観光タクシーでございます。「また隠岐へ来たい」、「他の人々にも隠岐へ行くように言いたい」、と観光客が思うには何が必要かを直接聞いているのが、この観光タクシーです。

自主的にタブレットをネット回線で使用して、乗車した観光客へ動画サービスを試行している観光タクシーもあるそうございますが、隠岐の島町の観光振興を考えてみたときには、これは観光タクシー業界全体で取組めばよい事柄であろうかと思えますので、町も支援措置を講じてもよいのではないかと感じますがいかがでしょうか。

今後は、隠岐の四季の移ろい、文化的遺産や行事、料理などたくさんある取材対象を動画取材して、不特定多数の人々向けに観光宣伝のために配信していくことが必要ではないでしょうか。それには、観光タクシーに大画面タブレット端末を1台ずつ持たせて、島内全域の観光スポットの臨場感がある取材と配信をしてもらう、その機材費や通信費等の事業費を助

成して観光振興のための支援をしてはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

## ○番外（町長 松田和久）

ただ今の前田芳樹議員の「Wi-Fiを活用して観光スポットの動画宣伝をする観光施策について」のご質問で三点ございました。

一点目の「島内の観光スポットの宣伝が偏向して不足しているのでは」というご質問でございますが、議員ご指摘のパンフレット配置方式での宣伝の限界はたしかにもうきていると思いますが、紙面には映像や音声にはない見やすさや手軽さの利点が大きく、特に、何度も確認できる地図情報等はインターネット普及の現在でも、その利便性は必ずしも低いのではなく高いのではとこのように思います。

一方、この電子媒体の活用につきましては、情報提供者であります町や観光協会等のホームページも改良を今加えておりまして、できるだけ分かりやすく、そして旬な情報を提供できるように努めてまいってきておりまして、年間アクセス数も大幅に伸びてきております。

また、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会においても、最近流行りのドローンを用いた空撮映像を制作するなど、迫力ある動画によりますPR活動を展開しております。今後もマスコミやインターネットの積極的な利活用に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、二点目の「屋外でのインターネット利用環境の観光振興への活用について」のご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

隠岐を観光目的で訪れる旅行者の方々は、少しではありますが増加傾向にあるように、少しではありますが上向ってきているかと思えます。その中で、国内旅行者はもとより、外国人旅行者に豊かなおもてなしを提供するため、通信環境を整えることは、私も重要であると考えております。ICTの普及に伴い、旅行中にスマートフォンやタブレット端末等を利用して観光情報を入手しようとする旅行者の方々の満足度を高め、観光地の付加価値を高めるためにも無料Wi-Fiサービスの提供エリアの拡充を図る必要があるのではないかと私も認識をいたしております。

こうした旅行者のニーズに適切に対応してまいりますため、本町では当初予算におきまして、防災拠点13箇所に併せ、観光拠点16箇所に公衆無線LANの環境整備に取り組むことといたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、三点目の「観光タクシーにタブレット端末を持たせ、取材と配信を委託しその一連の支援をしてはどうか」というご質問であったかと思えます。

現在、本町の観光タクシー業者は、既にタブレット端末をドライバーが所有をし観光ガイドに併せ、タブレットによります動画等で、分かりやすく説明している業者もでてきているように伺っております。霧や雨で自慢の風景をお見せできない場合や、違う季節の映像等を参考までに見ていただく等の工夫もしております、これも時期によっては大切かなというように思っております。

タクシーへのタブレット導入に対します行政の支援につきましては、現在のところはまだそこまでは考えておりませんが、SNSを使った情報発信の観点からは、有効な手段ではないかと私も認識しております、その活用方法等につきましては、今後、前向きに検討してまいらなくてはならない、これはそういう時代にもう入ってきているということではないかと思えます。そういうことで、ご理解を賜りたいと思えます。

#### ○5番（前田芳樹）

簡単に再質問をさせていただきます。

三点目です。「今後、検討をしてまいりたいと考えております。」と、おっしゃっておるのは前向きな姿勢が感じられて結構だと思っております。ただ、もう一步踏み込んで、繰り返しのようになるようですが、少しだけ伺いたいです。

島の観光現場では、一定程の役割を果たしている観光タクシー業界への行政支援はほとんどなされていないように思われます。町は観光振興によく取り組んでいるとは思えます。そして、各分野に多額の支援措置もしております。

ただ、なくてはならない観光タクシー業界への支援はなされておりません。今後は島の観光のために大きく役目を果たしているこの業界の話もよく聞き取ってやって、端的に言えばタブレットと通信費ぐらいは「検討します」ではなく、「支援をしていく」ぐらいの考えはもてないのでしょうか。そうすれば、もっとやる気が起きてくると思えますが。そのへんのところを少しだけお聞きしたいと思えます。

#### ○番外（町長松田和久）

再質問にお答えをいたしますが、これまでに今ご指摘のようなことを具体的に検討をしたことはありません。

今、ご指摘をいただいた、まさにそういう時代に差しかかっていることには間違いございません。今まで役場の方でタブレットを購入してあげるとか、それにかかる経費を、通信費をみてやるというような具体的に検討はいたしておりません。

そこで、業界とも十分に意見を交換しながらあるべき方向を、これから出させてもらえる

ように検討させていきたいということをご理解いただきたいと思います。

**○議長（高宮陽一）**

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は、全て終了しました。

明日6月28日は定刻より、「質疑」を行います。

本日は、これにて散会します。

（ 散 会 宣 告            14時20分 ）

以 下 余 白